



を改正する条例、福島県自然の家条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第一号

福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例

福島県出先機関設置条例（平成五年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項の表福島県相馬北部用水改良事務所の項を削る。

第八条の三を削り、第八条の四を第八条の三とする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（行政経営課）

福島県条例第二号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

日 当 （一日につき）	宿泊料（二夜につき）		食卓料 （一日につき）
三、三〇〇円	甲 地 方	乙 地 方	三、三〇〇円
一六、五〇〇円			
一四、九〇〇円			

を

日 当 （一日につき）	宿 泊 料 （一夜につき）	食 卓 料 （一日につき）
三、三〇〇円	一四、九〇〇円	三、三〇〇円

に改め、

備考を削る。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例別表第一の規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

（人事課）

福島県条例第三号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「五万八千円」を「六万千円」に改め、同項第二号中「五万三千五百円」を「四万三千百円」に改め、同項第三号中「五万八千円」を「六万千円」に改める。

第十二条中「ときは」の下に、「勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間」を加える。

第十三条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3

正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

とする。

第十六条中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福島県条例第四号

福島県旅費条例の一部を改正する条例

福島県旅費条例(昭和二十八年福島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第四条第四項中「旅行命令書又は」を「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。)に当該旅行に関する事項を記録し、これを当該旅行者が電子計算機の映像面で確認できるよう処理して、又は旅行命令書若しくは」に改め、同項ただし書中「提示する」を「処理し、又は提示する」に改め、「速やかに」の下に「電磁的記録に当該旅行に関する事項を記録し、これを当該旅行者が電子計算機の映像面で確認できるよう処理し、又は」を加え、同条第五項中「旅行命令書等」を「旅行命令等に係る旅行の電磁的記録の記録事項並びに旅行命令書等」に改める。

第十二条の見出し中「及び宿泊料」を削り、同条中「又は宿泊料(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「日当又は宿泊料を」を「日当を」に改める。

第十九条第一項ただし書中「加算日当定額」を「早朝出発等定額」に改め、同条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により早朝出発等をする必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、別表第二の区分に応じ同表の早朝出発等定額を支給する。

第十九条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる旅行における日当の額は、当該各号に定める額(当該額に十円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により早朝出発等をする必要がある場合には、当該額に別表第二の区分に応じ同表の早朝出発等定額を加えた額とする。

- 一 路程百キロメートル以上の県内旅行 別表第一の定額の四分の一に相当する額
二 路程百キロメートル未満の県外旅行(前項第二号に該当するものを除く。) 別表第一の定額の二分の一に相当する額

第二十条第一項中「宿泊地の地域区分に応じた」を削る。

第二十三条第一項中「新在勤地の地域区分に応じた」を削る。

第二十四条第一項第二号イ中「全額」を「額」に改め、「着後手当」の下に「の額(着後手当の額にあつては、前条第一項に規定する額とする。ハにおいて同じ。)」を加え、同項ハ中「着後手当」及び「船賃」の下に「の額」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十六条第三号中「日当定額の二分の一に相当する額の日当及び」を削る。

Table with columns for '宿泊料(一夜につき)' and '甲地方/乙地方' and values like 16,500, 14,900, 13,100, 11,800.

別表第二(第19条関係)

Table with columns for '早 朝 出 発 等 の 別' and '早朝出発等定額' and rows for '規則で定める早朝出発' and '規則で定める夜間帰着'.

備考 同一日の旅行について、知事等については1,650円を、知事等以外の職務にある者については1,300円を、それぞれ当該日に支給することができる早朝出発等定額の限度とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の福島県旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出发する旅行及び施行日前に出发し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に

対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日  
前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(人事課)

福島県条例第五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第二条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同条第三項中「十六  
時間から三十二時間」を「十五時間三十分から三十一時間」に改め、同条第四項中「三  
十二時間」を「三十一時間」に改める。

第三条第二項及び第六条第一項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第八条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

第八条の四を第八条の五とし、第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の  
一条を加える。

(超勤代休時間)

第八条の三 任命権者は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。  
以下「給与条例」という。)第十三条第三項の規定により超過勤務手当を支給すべき

職員に対して、人事委員会規則で定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支  
給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、人  
事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤  
務時間が割り振られた日(第十条第一項において「勤務日等」という。)(同項に規  
定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定する  
ことができる。

2 前項の規定により超勤代休時間を指定された職員は、当該超勤代休時間には、特に  
勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要  
しない。

第十条第一項中「第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振ら  
れた日(以下この項において「勤務日等」という。)」を「勤務日等」に、「(休日」  
を「(第八条の三第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日」に  
改める。

第十五条第三項中「職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)」を  
「給与条例」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県条例第六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第十四条第一項中「かかる」を「係る」に改め、同条第二項中「勤務時間」の下に  
「(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時  
間条例」という。))第八条の二に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)」を加  
え、同条に次の一項を加える。

3 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第三  
十四条において「短時間勤務職員」という。))に係る前項の規定の適用については、  
同項中「正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条  
例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第八条の二に規定する正規の勤務時間を  
いう。以下同じ。)」とあるのは、「日曜日等(日曜日、土曜日又は職員の勤務時間、  
休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))  
第九条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日をいう。以下この項にお  
いて同じ。))の正規の勤務時間(勤務時間条例第八条の二に規定する正規の勤務時間  
をいう。以下同じ。))以外又は日曜日等以外の日の午前八時三十分から午後五時十五  
分までの時間」とする。

第十五条第一項第三号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条  
例第四号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第十八条第一項第二号中「又は高等技術専門学校」を削る。  
第三十四条第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職  
を占める職員」を「短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十四条、第十五条及び  
第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事課)

福島県条例第七号

職員の勤務時間の短縮に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号)の一部を次の  
ように改正する。

第九条中「二十時間、二十四時間又は二十五時間」を「十九時間二十五分、十九時  
間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改める。

第十二条の表第十三条第一項の項中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項  
の次に次のように加える。

第十三条第三項	前項	職員の育児休業等に関する条例(平成四年 福島県条例第十一号。以下「育児休業条例」 という。))第十二条
---------	----	---

第十三条第四項	要しない
要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第十二条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第十六条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする

第二十一条の表第十三条第二項及び第四項並びに第十九条の三の項中「第四項」を「第七項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「及び第四項」を「及び第七項」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

（職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第四条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年福島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二十時間」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条の規定による当該職員に係る一週間当たりの勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」に、「三十分」を「五分」に改める。

第二条第一項中「二十時間」を「勤務時間条例第二条の規定による当該職員に係る一週間当たりの勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」に、「三十分」を「五分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。  
（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）において同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の施行日以後における勤務の日及び時間帯は、同法第十条第一項各号に適合するよう任用権者が定めるものとする。

3 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）  
施行日以後において第四条の規定による改正後の職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（以下「改正後の部分休業条例」という。）第一条第一項に規定する修学部分休業又は第二条第一項に規定する高齢者部分休業をするため、改正後の部分休業条例第一条第一項又は第二条第一項の承認を受けようとする職員は、施行日前においても、改正後の部分休業条例第一条第一項又は第二条第一項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

4 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第一条第一項に規定する修学部分休業又は第二条第一項に規定する高齢者部分休業をしている職員に係る当該休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聴いた上で定める内容の改正後の部分休業条例第一条第一項に規定する修学部分休業又は第二条第一項に規定する高齢者部分休業をすることの承認があつたものとみなす。

（人 事 課）

福島県条例第八号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例（昭和三十三年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六十九億二千二百八十六万九千二百三十九円」を「六十三億七千三百六十六万八千六百六十九円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 平成二十二年三月三十一日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第二条中「六十三億七千三百六十六万八千六百六十九円」とあるのは、「六十七億九千八百七十二万六千五百五十六円」とする。  
（市町村財政課）

福島県条例第九号

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例（昭和六十三年福島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六十二億百七十九万六百元」を「六十三億五百三十九万六百元」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 平成二十二年三月三十一日までの間は、改正後の福島県原子力発電所立地地域振興基金条例第二条中「六十三億五千九百六十万円」とあるのは、「六十二億千六百八十三万六千円」とする。  
(市町村財政課)

福島県条例第十号

福島県景観条例の一部を改正する条例

福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。  
第十二条第二号中「、認可」の下に「、認定」を加え、同号ア中「第九条第三項又は第十条第三項」を「第十条第三項若しくは第六項(同法第十六条第四項で準用する場合を含む。）」又は「第十六条第三項」に、「第十三条第三項又は第十四条第三項」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に、「及び同法第二十六条第一項の規定による届出」を「、同法第三十三条第一項の規定による届出及び同法第三十九条第三項若しくは第六項(同法第四十一条第四項で準用する場合を含む。）」又は「第四十一条第三項の認定」に改める。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。  
(環境共生課環境評価観室)

福島県条例第十一号

福島県立自然公園条例の一部を改正する条例

福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第一号中「第六十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項後段」を「第六十八条第一項後段」に、「同条第四項」を「前条第四項」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定中「同条第四項」を「前条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。  
(自然保護課)

福島県条例第十二号

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(平成十五年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条中「をいう。以下同じ。」「(」を「であって、」に、「第五条第四項」を「第十六条第一項」に、「指定区域内から搬出された汚染土壌を除く」を「汚染土壌以外のものをいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第十三号

福島県土壌汚染対策法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県土壌汚染対策法関係手数料条例(平成二十一年福島県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「者から、」の下に「それぞれ」を加え、同条の表を次のように改める。

納付しななければならない者	金 額
一 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づく許可の申請者	一件につき二十二万円
二 法第二十二條第四項の規定に基づく許可の更新の申請者	一件につき二十万四千元
三 法第二十三條第一項の規定に基づく変更の許可の申請者	一件につき二十万二千元

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(水・大気環境課)

福島県条例第十四号

福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「相馬市」を「白河市 相馬市」に、「檜枝岐村」を「檜枝岐村 南会津町」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(児童家庭課)

## 福島県条例第十五号

## 福島県立総合衛生学院条例の一部を改正する条例

福島県立総合衛生学院条例（昭和四十六年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、歯科技工士」を削る。

別表看護学科の項中「よる高等学校」を「規定する高等学校若しくは中等教育学校」に改め、同表歯科衛生学科の項中「二年」を「三年」に改め、同表歯科技工学科の項を削り、同表臨床検査学科の項中「第五条各号」を「第三条各号」に改める。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表看護学科の項及び臨床検査学科の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例の一部改正）

2 福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例（昭和四十六年福島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

（医療看護課）

## 福島県条例第十六号

## 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部を改正する等の条例

（福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例の一部改正）

第一条 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例（平成十六年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例

第一条中「へき地診療所等」の下に「又は県立病院」を、「地域」の下に「及び県立病院」を加える。

第二条中「へき地診療所等」という。）の下に「又は県立病院（福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年福島県条例第七十七号）第三条に規定する病院をいう。以下同じ。）」を加え、「へき地医療医師確保修学資金」を「へき地医療等医師確保修学資金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次に掲げる資金の貸与を受けた者であつてその返還の債務の履行を終えていないものとの間で同項の契約を結ぶことができな

ない。

一 修学資金

二 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第

二条に規定する福島県緊急医師確保修学資金

三 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）

## 第三条に規定する地域医療医師確保修学資金

四 前三号に掲げるもののほか、他の者から借り受けている同種の修学に必要な資金

第三条第三項中「前条」を「前条第一項」に改め、「以下」の下に「単に」を加え、「修業期間」を「修業年限に相当する期間」に改める。

第六条中「又はへき地診療所等」を「、へき地診療所等」に改め、「指定するもの」の下に「又は県立病院」を加え、「常時勤務する者に限り、かつ、臨床研修」を「非常勤の者及び臨床研修又は後期研修（臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。）」に、「除く。以下同じ）」を「除く。以下「対象医療機関医師」という」に改め、同条第一号中「対象医療機関の医師」を「対象医療機関医師」に改め、「従事した期間」の下に「のうち休職、停職、育児休業その他の事由により従事しなかつた期間（以下「休職等期間」という。）を除いた期間」を加える。

第七条各号列記以外の部分中「対象医療機関の医師」を「対象医療機関医師」に改め、同条第一号中「対象医療機関の医師」を「対象医療機関医師」に改め、「の勤務」の下に「、後期研修」を加え、「、大学に置かれる大学院又はこれら」を「（学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）又はこれ」に改め、「従事期間」の下に「（対象医療機関において後期研修に従事した期間（休職等期間を除く。）が一年以上である場合にあつては、従事期間に一年を加えた期間。第九条第一号において同じ。）」を加え、同条第二号中「対象医療機関の医師」を「対象医療機関医師」に改める。

第八条第一項第三号から第六号までの規定中「対象医療機関の医師」を「対象医療機関医師」に改める。

第十条中「当該事由が継続している」を「知事が必要と認める」に改める。

（福島県立病院医師修学資金貸与条例の廃止）

第二条 福島県立病院医師修学資金貸与条例（平成十五年福島県条例第六十七号）は、廃止する。

## 附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第二条の改正規定（「前条」を「前条第一項」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例第二条に規定する修学資金の貸与を受けている者は、第一条の規定による改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第二条に規定する修学資金の貸与を受けている者とみなす。

（福島県立病院医師修学資金貸与条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に第二条の規定による廃止前の福島県立病院医師修学資金貸与条例（以下「廃止前の条例」という。）第二条に規定する修学資金の貸与を受け

ている者は、改正後の条例第二条に規定する修学資金の貸与を受けている者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条各号列 記以外の部分</p>	<p>又は県立病院 対象医療機関医師」という。）</p>	<p>第六条各号列 記以外の部分</p>	<p>若しくは県立病院 対象医療機関医師」という。） としての勤務、後期研修又は医学に関する研究（大学（学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）又はこれに類するものとして知事が認める施設における研究に限る。）（以下「対象医療機関勤務等」という。）</p>
<p>第六条第一号</p>	<p>従事した期間</p>	<p>第七条各号列 記以外の部分 並びに第八条 第一項第四号 及び第五号</p>	<p>従事した期間（対象医療機関において後期研修に従事した期間がある場合には、対象医療機関医師としての勤務に従事した期間に当該後期研修に従事した期間を加えた期間）</p>
<p>第七条第一号</p>	<p>対象医療機関医師としての勤務、後期研修又は医学に係る研究（大学（学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）又はこれに類するものとして知事が認める施設における研究に限る。）（以下「対象医療機関勤務等」という。）</p>	<p>第七条各号列 記以外の部分 並びに第八条 第一項第四号 及び第五号</p>	<p>継続して 対象医療機関勤務等の いずれかに従事し、引き続き</p>

<p>第八条第一項 第三号</p>	<p>従事期間（対象医療機関において後期研修に従事した期間（休職等期間を除く。）が一年以上である場合にあっては、当該従事期間に一年を加えた期間。第九条第一号において同じ。）</p>	<p>従事期間</p>
<p>第八条第一項 第六号</p>	<p>継続して 又はその後継続して</p>	<p>継続して対象医療機関勤務等に従事しなかったとき又はその後継続して対象医療機関勤務等のいずれかに従事し、引き続き</p>
<p>4</p>	<p>この条例の施行の際現に効力を有する廃止前の条例の規定により病院事業管理者がした返還債務の分割の承認その他の行為は、改正後の条例の相当規定により知事がした返還債務の分割の承認その他の行為とみなす。</p>	<p>引き続き さらにも引き続き</p>
<p>5</p>	<p>福島県立病院医師研修資金貸与条例（平成十八年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第二条第二号を削り、同条第三号中「福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例」を「福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例」に、「へき地医療医師確保修学資金」を「へき地医療等医師確保修学資金」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。</p>
<p>6</p>	<p>福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。</p>
<p>7</p>	<p>福島県特定診療科医師研究資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。</p>

福島県条例第十七号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例

(医療看護課)

(目的)

第一条 この条例は、指定大学の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来公的医療機関医師として勤務しようとするものに対し、修学に必要な資金を貸与することにより、医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定大学 大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を除く。)をいう。)のうち地域医療再生計画(地域医療の再生を図ることを目的として、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十号に規定する区域を基本とする地域における医療機能の強化、医師等の確保その他の地域医療の課題を解決するための施策について県が定める計画をいう。)に基づき知事が指定する大学をいう。
- 二 公的医療機関 県内に存する県、市町村又は地方公共団体の組合が設置する病院又は診療所その他規則で定める機関をいう。
- 三 臨床研修 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。
- 四 後期研修 臨床研修を修了した者等が受ける医師の専門性に関する研修をいう。
- 五 公的医療機関医師 公的医療機関の医師(非常勤の者及び臨床研修又は後期研修に従事している者を除く。)をいう。

第三条 知事は、指定大学の医学を履修する課程に在学する者であつて、将来公的医療機関医師として勤務しようとするものの申請により、その者に地域医療医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

第四条 修学資金の額は、月額二十万五千円とする。

第五条 前項の規定にかかわらず、指定大学に入学した日の属する月の修学資金の額は、百万円を限度として当該入学に係る入学金に相当する額を加算した額とすることができる。

第六条 修学資金は、前条の規定により締結した契約(以下単に「契約」という。)に定められた月から当該契約の相手方が指定大学を卒業する日の属する月までの間(正規の修業年限に相当する期間に限る。)、毎月一月分ずつ貸与するものとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

第七条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を

立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

第八条 知事は、指定大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、契約の相手方が指定大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとなす。

第七条 (返還債務の当然免除)  
知事は、被貸与者が、指定大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師としての勤務に従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部(履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。)を免除するものとする。

- 一 公的医療機関医師としての勤務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由(以下「休職等」という。)により従事しなかつた期間を除いた期間(以下「従事期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。以下同じ。)の二分の三に相当する期間に達したとき。
- 二 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

第六節

第六節 知事は、前条に規定する場合を除き、被貸与者が、指定大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師として二年間勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部を免除するものとする。

- 一 引き続き公的医療機関医師としての勤務、後期研修又は医学に係る研究(学校教育法第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を含む。))又はこれ

立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

第八条 知事は、指定大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、契約の相手方が指定大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとなす。

第七条 (返還債務の当然免除)  
知事は、被貸与者が、指定大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師としての勤務に従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部(履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。)を免除するものとする。

- 一 公的医療機関医師としての勤務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由(以下「休職等」という。)により従事しなかつた期間を除いた期間(以下「従事期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。以下同じ。)の二分の三に相当する期間に達したとき。
- 二 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

第八条 知事は、前条に規定する場合を除き、被貸与者が、指定大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師として二年間勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部を免除するものとする。

- 一 引き続き公的医療機関医師としての勤務、後期研修又は医学に係る研究(学校教育法第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を含む。))又はこれ

立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

第九条 知事は、指定大学に在学している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、契約の相手方が指定大学に在学している場合において、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該契約の相手方が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとなす。

第七条 (返還債務の当然免除)  
知事は、被貸与者が、指定大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師としての勤務に従事している場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部(履行期が到来していないものに限る。次条において同じ。)を免除するものとする。

- 一 公的医療機関医師としての勤務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由(以下「休職等」という。)により従事しなかつた期間を除いた期間(以下「従事期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金の貸与が行われなかつた期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。以下同じ。)の二分の三に相当する期間に達したとき。
- 二 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

第九条 知事は、前条に規定する場合を除き、被貸与者が、指定大学を卒業した後二年以内に医師となり、かつ、医師となつた後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師として二年間勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の全部を免除するものとする。

- 一 引き続き公的医療機関医師としての勤務、後期研修又は医学に係る研究(学校教育法第一条に規定する大学(同法第九十七条に規定する大学院を含む。))又はこれ

立てなければならない。

- に類するものとして知事が認める施設における研究に限る。）（以下「公的医療機関勤務等」という。）のいずれかに従事し、その後継続して公的医療機関医師として勤務している場合において、従事期間（公的医療機関において後期研修に従事した期間（休職等により従事しなかった期間を除く。）がある場合は、従事期間に当該後期研修に従事した期間を加えた期間。第十条第一号において同じ。）が修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間に達したとき。
- 二 引き続き公的医療機関勤務等のいずれかに従事し、その後継続して公的医療機関医師として勤務している場合において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第一号に規定する後期研修又は医学に係る研究に従事する期間は、休職等により当該後期研修又は医学に係る研究に従事しなかった期間を除き、四年を限度とする。（返還）
- 第九条** 被貸与者は、前二条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならぬ。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。
- 一 第六条第一項の規定により契約が解除されたとき。
- 二 医師となった後直ちに臨床研修に従事しなかったとき。
- 三 医師となった後直ちに臨床研修に従事した場合において、その後継続して公的医療機関医師として勤務しなかったとき。
- 四 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師として勤務した場合において、公的医療機関医師として勤務しなくなったとき（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）。
- 五 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して公的医療機関医師として二年間勤務した場合において、引き続き公的医療機関勤務等に従事しなかったとき（次号に掲げる場合を除く。）。
- 六 医師となった後直ちに臨床研修に従事し、その後継続して臨床研修に従事している場合又はその後継続して公的医療機関医師として二年間勤務し、引き続き公的医療機関勤務等のいずれかに従事している場合において、最初に臨床研修に従事した日から修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間の二分の三に相当する期間に二年を加えた期間を経過し、かつ、当該最初に臨床研修に従事した日から起算して五年を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間を経過したとき。
- 七 指定大学を卒業した後死亡したとき。
- 八 指定大学を卒業した後二年以内に医師とならなかったとき。
- 2 前項の利息の額は、当該修学資金の交付を受けた日から最後に修学資金の交付を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年（じゆんねん）の日を含む期間

- についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 4 前二項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときは、利息を徴取しないものとし、その額が百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。（返還債務の裁量免除）
- 第十条** 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。
- 一 前条第一項第四号から第六号までに掲げる場合のいずれかに該当するに至ったことにより同項の規定による返還をすることとなるとき。返還債務の額に当該従事期間を修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額。
- 二 前条第一項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。返還債務の全部又は一部に相当する額。
- （返還債務の履行猶予）
- 第十一条** 知事は、被貸与者に災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるときは、知事が必要と認める期間、返還債務の履行を猶予することができる。（延滞利息）
- 第十二条** 被貸与者が、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。
- 2 第九条第三項及び第四項の規定は、前項の延滞利息について準用する。
- 第十三条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則**
- （施行期日）**
- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- （福島県立病院医師研修資金貸与条例の一部改正）
- 2 福島県立病院医師研修資金貸与条例（平成十八年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
- 第二条に次の一号を加える。
- 七 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）
- 第三条に規定する地域医療医師確保修学資金
- （福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部改正）
- 3 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）

第三条に規定する地域医療医師確保修学資金

（福島県特定診療科医師研究資金貸与条例の一部改正）

4 福島県特定診療科医師研究資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例（平成二十二年福島県条例第十七号）第三条に規定する地域医療医師確保修学資金

（医療看護課）

#### 福島県条例第十八号

福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県理容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条第三号」及び「第十二条第四号並びに」を削り、「第四条第三号の規定に基づき、理容所以外の場所で業を行うことができる場合等」を「の施行に關し必要な事項」に改める。

第三条第一項中「場所」の下に「（郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

#### 福島県条例第十九号

福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三号」及び「第十三条第四号並びに」を削り、「第四条第三号の規定に基づき、美容所以外の場所で業を行うことができる場合等」を「の施行に關し必要な事項」に改める。

第三条第一項中「場所」の下に「（郡山市又はいわき市の区域内に存する場所を除く。）」を加える。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（食品衛生課）

#### 福島県条例第二十号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表二の表3の項中「スレート施工 熱絶縁施工」を「熱絶縁施工」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

#### 福島県条例第二十一号

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例（平成二十一年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の改正規定を次のように改める。

第八条の見出し中「授業料等」を「入学検定料等」に改め、同条中「普通職業訓練」の下に「（法第二十三条第一項に規定する職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者を対象とする訓練に係る高度職業訓練及び普通職業訓練（次項において「求職者訓練」という。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 短期大学の専門短期課程の高度職業訓練又は開発校の短期課程の普通職業訓練（求職者訓練を除く。）を受けるため、短期大学又は開発校に在学する者は、授業料を納めなければならない。

第八条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第九条の見出し中「授業料等」の下に「及び専門短期課程等授業料」を加え、同条中「入学検定料」を「前条第一項の入学検定料」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の授業料（以下「専門短期課程等授業料」という。）の額は、次の各号に掲げる職業訓練の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 短期大学の専門短期課程の高度職業訓練 四千三百円（当該職業訓練の実施時間が十二時間を超える場合には、当該額に十二時間を超える時間一時間につき三百円を加算した額）

二 開発校の短期課程の普通職業訓練 三千円（当該職業訓練の実施時間が十二時間を超える場合には、当該額に十二時間を超える時間一時間につき二百円を加算した額）

第十一条第一項中「授業料」を「第八条第一項の授業料（以下「専門課程等授業料」という。）」に改め、同条第三項中「授業料」を「専門課程等授業料」に改め、同条に次の一項を加える。

4 専門短期課程等授業料は、納入通知書により、知事が別に定める日までに納めなければならない。

第十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「授業料」を「専門課程等授業料」

に改める。

第十三条の見出し中「授業料等」の下に「及び専門短期課程等授業料」を加え、同条中「授業料等は」を「授業料等及び専門短期課程等授業料は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県条例第二十二号

福島県産業交流館条例の一部を改正する条例

福島県産業交流館条例(平成八年福島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「郡山市安積町日出山字北千保十九番八」を「郡山市南二丁目五十二番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(観光交流課)

福島県条例第二十三号

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和三十三年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条中「及び国営会津宮川(二期)土地改良事業」を「、国営会津宮川(二期)土地改良事業及び国営限戸川土地改良事業」に改める。

附則第四項の表一の項中「国営会津宮川土地改良事業」を「国営会津宮川土地改良事業 国営限戸川土地改良事業」に改める。

別表第一の一の項中「法第八十八条の二」を「特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第三百八十三条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第二百六十六条の規定による改正前の法第八十八条の二」に、「(政令)」を「(土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第七号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の政令(以下「旧政令」という。))」に、「政令」を「、旧政令」に改める。

別表第二の一の項中「政令」を「旧政令」に改め、同表に次のように加える。

八 国営限戸川土地改良事業	一に同じ。	五に同じ。	二に同じ。	支払期間の始期は、平成二十二年度とする。支払期間に係る利息の額は、この表の年利率の欄に掲げる率により算定された利息の額
---------------	-------	-------	-------	---

				から知事が定める額を控除した額とし、知事は、当該額を定めるときは、各年度における控除額を負担金の徴収を受ける者に通知するものとする。
--	--	--	--	--

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(農地管理課)

福島県条例第二十四号

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「桑折町、会津坂下町、矢吹町及び檜葉町(以下「桑折町等」という。))」を「別表に掲げる市町村」に改める。

附則第二項中「おいては桑折町等」を「おいては桑折町、会津坂下町、矢吹町又は檜葉町(以下「桑折町等」という。))」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表	白河市 二本松市 伊達市 桑折町 南会津町 会津坂下町 矢吹町 檜葉町
----	-------------------------------------

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。))のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。))前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては白河市、二本松市、伊達市又は南会津町(以下「白河市等」という。))の長が管理し、及び施行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該白河市等の長がした処分その他の行為又は当該白河市等の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(土木総務課用地室)

福島県条例第二十五号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「のうち、」の下に「小名浜港又は翁島港に設置する」を加える。

第二条の三の二中「小名浜港及び翁島港に設置する」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「プレジャーボート用指定泊地」の下に「（相馬港に設置するものを除く。）」を加える。

第三条第一項中「小名浜港及び翁島港に設置する」を削り、「並びにプレジャーボート用指定泊地」を「及びプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）」に改める。

第六条中「について知事」を削る。

附則に次の五項を加える。

5 第二条の三の二の規定にかかわらず、地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により第二条の三の二に規定する施設に係る指定管理者の指定を取り消した場合、破産等により当該指定管理者が事業を継続することができなくなった場合その他やむを得ない事情により当該指定管理者が当該施設の管理を行うことができない場合は、当該施設について新たな指定管理者を指定するまでの間、知事が当該施設の管理を行うものとする。

6 前項の規定により知事がマリナー施設の管理を行う場合においては、第三条第一項中「知事（マリナー施設及びプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）にあつては、指定管理者。第三項、第四条、第四条の二、第四条の三第二項及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）」とあるのは「知事」と、第七条中「第六条」とあるのは「第六条及び第八条の二（第一項）」と、第八条の二の見出し中「利用料金」とあるのは「マリナー施設に係る使用料」と、同条第一項前段中「マリナー施設の指定管理者」とあるのは「知事」と、「使用」とあるのは「マリナー施設の使用」と、「利用料金を自己の収入として收受するものとする」とあるのは「使用料を徴収する」と、同項後段中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、別表第三及び別表第四中「利用料金」とあるのは「の使用料」と、「利用料金基礎額」とあるのは「使用料基礎額」と、「浮桟橋利用料」とあるのは「浮桟橋使用料」と、「船揚場利用料」とあるのは「船揚場使用料」と、「揚降機利用料」とあるのは「揚降機使用料」と、「船舶保管施設利用料」とあるのは「船舶保管施設利用料」とする。

7 第五項の規定により知事がプレジャーボート用指定泊地の管理を行う場合においては、第三条第一項中「知事（マリナー施設及びプレジャーボート用指定泊地（相馬港に設置するものを除く。）にあつては、指定管理者。第三項、第四条、第四条の二、第四条の三第二項及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）」とあるのは「知事」とする。

8 第五項の規定により知事が第二条の三の二に規定する施設の管理を開始する際現に

効力を有する第三条第一項の規定により指定管理者がした使用の許可は、第六項又は前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により知事がした使用の許可とみなす。

9 前項の規定により知事がした使用の許可とみなされる指定管理者がした使用の許可に係るマリナー施設の利用料金であつて、第八条の二第一項の規定により指定管理者に既に納付されたものは、第六項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により知事に納付された当該マリナー施設の使用に係る使用料とみなす。別表第二荷役機械使用料の項使用料基礎額の欄を次のように改める。

- 一 揚力八トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき 一一、九〇〇円
- 二 揚力二〇トン橋型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき
  - (一) 附属ベルトコンベア及びスタッカーを使用しない場合 一五、五〇〇円
  - (二) 附属ベルトコンベアのみを使用する場合 三三、六〇〇円
  - (三) 附属ベルトコンベア及びスタッカーを使用する場合 四一、三〇〇円
- 三 揚力四〇トンタイヤマウント型水平引込式起重機一基ごとに三〇分につき 六、〇〇〇円
- 四 ベルト式連続アンローダー一基ごとに三〇分につき 一五、五〇〇円
- 五 ホップ分岐施設一基ごとに三〇分につき 二四、七〇〇円

別表第二野積場使用料の項使用料基礎額の欄中

- 平方メートルごとに一月につき 六八五円
  - 〇平方メートルごとに一月につき 四六五円
- を
- (一) 舗装されている場合 一〇平方メートルごとに一 舗装されていない場合 一〇平方メートルごとに一
  - (二) 舗装されている場合 一〇平方メートルごとに一 舗装されていない場合 一〇平方メートルごとに一
- に改め、同表船舶給水使用料の項使用料
- 月につき 六八五円
  - 月につき 四六五円
- 基礎額の欄を次のように改める。
- 一 水量一〇立方メートルまでの場合

水量一〇立方メートルの水道料金の二・五倍に相当する額  
 水量一〇立方メートルを超える場合  
 一立方メートルごとにつき  
 水量一立方メートルの水道料金の二・五倍に相当する額

別表第二港湾施設用地使用料の項使用料基礎額の欄を次のように改める。

一 臨港鉄道の設備をするために使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	二二〇円
二 電柱（支柱、支線柱、支線等を含む。）を設置するために使用する場合 一本ごとに一年につき	一、五〇〇円
三 管類を埋設するために使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	三七〇円
四 広告板又は広告塔を設置するために使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	七四〇円
五 事務所の設備をするために使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	七四〇円
六 漁港区において漁業協同組合が水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項に掲げる事業のために使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	二五〇円
七 倉庫、荷役機械又は工作物の設備をするために使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	三七〇円
八 その他の目的で使用する場合 一平方メートルごとに一年につき	三七〇円

別表第二備考中二及び三を削り、四を二とし、五を三とし、六を四とし、七を五とし、八を六とし、九を七とする。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条、第一条の三の二、第三条及び第六条の改正規定、附則に五項を加える改正規定並びに別表第二野積場使用料の項、船舶給水使用料の項及び港湾施設用地使用料の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）

福島県条例第二十六号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

スポーツイベント広場

を

スポーツイベント広場  
せせらぎ・桜の広場

に改

める。

別表第二の六のアの(1)の(一)の表備考に次のように加える。

6 この許可を受けることにより使用することができる部屋を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき一、九二〇円の冷暖房料を加算する。

7 時間を単位として冷暖房料を徴収する場合において使用時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算した冷暖房料を徴収する（以下同じ。）。

別表第二の六のアの(1)の(二)の表中「温水シャワー」を「選手シャワー室」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 会議室、審判員休憩室又は選手シャワー室を使用する場合において冷暖房を使用するときは、一時間につき二五〇円の範囲内で規則で定める額の冷暖房料を加算する。

別表第二の六のアの(2)の(二)の表中「附属設備」の下に「（放送室を含む。）」を加え、同表備考中「又は控室」を「控室又は放送室」に改め、別表第二の六のアの(4)の(一)の表に次のように加える。

せせらぎ・桜の広場	貸切り使用							
	生徒等				一般			
	D面一時間	C面一時間	B面一時間	A面一時間	D面一時間	C面一時間	B面一時間	A面一時間
	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円

別表第二の六のアの(4)の(一)の表に備考として次のように加える。

備考 せせらぎ・桜の広場の貸切り使用の許可は、多数の者が参加するスポーツ大

会等のための使用の場合であつて、安全面等を考慮して知事が別に定める基準に基づき指定管理者が適当と認めるときに行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、別表第二の六のアの(2)の(二)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第二十七号

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「第十三条第一項」を「第二十條第一項」に改める。

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)の施行の日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第二十八号

福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築士法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「第四条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「一万八千円」を「一万九千二百円」に改め、同表中三の項を五の項とし、二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>二 第五条第二項の規定に基づく免許証に係る書換え交付を受けようとする者</p> <p>ア 二級建築士免許証に係るもの</p> <p>イ 木造建築士免許証に係るもの</p>	<p>二級建築士免許証書換え交付手数料</p> <p>木造建築士免許証書換え交付手数料</p>	<p>五千九百円</p> <p>五千九百円</p>
<p>三 第五条第二項の規定に基づく免許証に係る再交付を受けようとする者</p> <p>ア 二級建築士免許証に係るもの</p> <p>イ 木造建築士免許証に係るもの</p>	<p>二級建築士免許証再交付手数料</p> <p>木造建築士免許証再交付手数料</p>	<p>五千九百円</p> <p>五千九百円</p>

付手数料

第二条中「手数料」を「前条に規定する手数料」に改める。

第四条の見出し中「指定登録機関」の下に「が行う登録等」を加え、同条第一項を次のように改める。

法第十条の二十二第二項の規定により、法第十条の二十第一項に規定する都道府県指定登録機関(以下この条において「指定登録機関」という。)が行う二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は第一条の表一の項に規定する手数料と同一の額を、二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書(以下この条において単に「免許証明書」という。)の書換え交付を受けようとする者は同表の二の項に規定する手数料と同一の額を、免許証明書の再交付を受けようとする者は同表の三の項に規定する手数料と同一の額を当該指定登録機関の登録事務規程(法第十条の二十第三項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する登録事務規程をいう。)で定めるところにより当該指定登録機関に納付しなければならない。

第五条を次のように改める。

(指定試験機関が行う試験に係る手数料)

第五条 法第十六条第三項の規定により、法第十五条の六第一項に規定する都道府県指定試験機関(以下この条において「指定試験機関」という。)が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、第一条の表の四の項に規定する手数料と同一の額を当該指定試験機関の試験事務規程(法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する試験事務規程をいう。)で定めるところにより当該指定試験機関に納付しなければならない。

第六条中「不正の行為により」の下に「第一条に規定する」を加え、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 (指定事務所登録機関が行う事務所登録に係る手数料) 法第二十六条の四第二項の規定により、法第二十六条の三第一項に規定する指定事務所登録機関(以下この条において単に「指定事務所登録機関」という。)が行う一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者は、第一条の表の五の項に規定する手数料と同一の額を当該指定事務所登録機関の登録等事務規程(法第二十六条の三第三項において準用する法第十条の九第一項に規定する登録等事務規程をいう。)で定めるところにより当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。

前項の規定により指定事務所登録機関に納付された手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

この条例の施行の際現に建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項の

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

この条例の施行の際現に建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項の

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

この条例の施行の際現に建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項の

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

この条例の施行の際現に建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項の

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

この条例の施行の際現に建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第四条第二項の

規定に基づく免許の申請がなされている場合には、当該免許に係る手数料の額については、なお従前の例による。

(建築指導課)

福島県条例第二十九号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十一年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経営企画課)

福島県条例第三十号

福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十四年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号を削り、同条第二項中「及び第三号」を削る。

第二条第四項を削る。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経営企画課)

福島県条例第三十一号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(病院総務課)

福島県条例第三十二号

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二十一号ア(一)中「一、〇五〇円」を「一、一一〇円」に改め、同号ア(二)中

「一、一〇〇円」を「一、一七〇円」に改め、同号イ中「二、二五〇円」を「二、三八〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(病院経営改革課)

福島県条例第三十三号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、一三三人」を「六、一四七人」に、「五、五五六人」を「五、五六八人」に、「二、九二三人」を「二、六八五人」に、「一、九七九人」を「一、七五〇人」に、「一九、四五三人」を「一九、二二九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第三十四号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例

福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

使用者は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、利用料金を指定管理者に支払

わなければならない。

第七条に次の二項を加える。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として收受するものとする。

第七条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条中「教育委員会は」を「指定管理者は」に、「許可」を「承認」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出し中「許可」を「承認」に改め、同条第二項中「教育委員会の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条第三項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条を第六条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

「指定管理者の承認」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「許可」を「承認」に改め、同条を第六条とする。

「指定管理者」に、「許可」を

「承認」に改め、同条を第六

条とする。

「指定管理者」に、「許可」を

「承認」に改め、同条を第六

条とする。

第三条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 自然の家の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の定めるところにより教育委員会が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
  - 二 自然の家の維持管理に関すること。
  - 三 自然の家の使用の承認に関すること。
  - 四 自然の家の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務に関すること。
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

別表中「(第六条関係)」を「(第八条関係)」に、

の 額	を	金	額
			使 用 料
			に 改

める。

附 則

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県自然の家条例(以下「改正後の条例」という。)第四条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても同条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の福島県自然の家条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により教育委員会がした使用の許可その他の行為であつて、施行日以後において改正後の条例第四条に規定する指定管理者が改正後の条例の規定によりすることとなる使用の承認その他の行為は、当該指定管理者がした使用の承認その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第六条の規定により納めるべきであつた使用料については、なお従前の例による。

(社会教育課)

福島県条例第三十五号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一、八八三人」を「一、八八六人」に、「九八七人」を「九八八人」に、「三、七四二人」を「三、七四六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第三十六号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成二年福島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

- 第三条中「音量」の下に「又は測定したものとした場合における音量」を加える。
- 第四条の見出しを「(停止命令等)」に改め、同条中「違反して拡声機による暴騒音を発している」を「違反する行為(以下「違反行為」という。)をしている」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が更に反復して違反行為をしたときは、その者に対し、二十四時間を超えない範囲内で時間を定め、かつ、区域を指定して、拡声機の使用の停止を命ずることができる。

第五条の見出し中「警告」の下に「及び移動命令」を加え、同条中「により発せられる」を「の使用により生ずる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 警察官は、前項の規定による警告を受けた者がその場所にとどまり、かつ、引き続き暴騒音が生じている場合において、それぞれの拡声機の使用が第三条の規定に違反しているかどうかを明らかにできないときは、これらの者に対し、暴騒音の発生の防止のために、その場所から移動することを命ずることができる。

第九条第一項中「第四条の規定による警察官の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第四条第一項の規定による警察官の命令に違反した者
- 二 第四条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者
- 三 第五条第二項の規定による警察官の命令に違反した者

第九条第二項中「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条第一項中「前二条」を「第四条又は第五条」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(拡声機の使用を要求する者等の義務)

第六条 何人も、他人に対し、拡声機の使用を要求し、若しくは依頼するとき又は自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守させなければならない。

(拡声機の使用を要求した者等に対する勧告)

第七条 警察署長は、違反行為が行われた場合において、当該違反行為をした者に当該違反行為に係る拡声機の使用を要求し、若しくは依頼した者又は当該違反行為に係る拡声機を管理する者であつて当該違反行為をした者に当該拡声機を使用させたものが、違反行為の防止のために必要な措置をとっていると認められないときは、これらの者に対し、拡声機を使用する者の拡声機の使用に関する違反行為の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

附 則

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公 安 課)